

岐阜市エンディングノート広告掲載要領

令和2年2月7日決裁

改正 令和4年11月9日決裁

改正 令和7年5月1日決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、岐阜市広告掲載要綱（平成20年3月21日決裁。以下「要綱」という。）第11条第1項に規定する広告付物品として岐阜市エンディングノート（以下「エンディングノート」という。）を受け入れることに関し、要綱に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(作成基準)

第2条 岐阜市エンディングノートに掲載する広告（以下「広告」という。）は岐阜市広告掲載基準（平成20年3月21日決裁）に適合するものであることのほか、行政が発行する冊子としての品位、公共性及び公益性を保つもので、市民に不利益を与えないものでなければならない。

(広告付物品提供者の募集)

第3条 要綱第11条第1項の規定により広告付物品としてのエンディングノートを岐阜市へ無償で提供する民間事業者等（以下「広告付物品提供者」という。）の募集を行うものとする。

2 前項の募集に際し、必要な事項は別に定める。

(選定委員会の組織)

第4条 要綱第11条第2項において準用する要綱第5条第1項の規定により、広告付物品提供者の選定に当たり、福祉部内に岐阜市エンディングノート広告付物品提供者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

2 選定委員会は、委員長（以下この条及び次条において「委員長」という。）及び委員（以下この条及び次条において「委員」という。）をもって組織する。

3 委員長は、福祉部長をもって充てる。

4 委員は、福祉事務所長、福祉部次長、福祉事務所高齢福祉課長をもって充てる。

5 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(選定委員会の会議)

第5条 選定委員会の会議（以下この条において「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集する。

2 会議は、委員会の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、特に必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴

くことができる。

(選定委員会の会議の非公開)

第6条 選定委員会の会議は、非公開とする。

(広告の範囲及び掲載基準)

第7条 エンディングノートに掲載される広告は、要綱第3条及び岐阜市広告掲載基準（平成20年3月21日決裁）に適合するものであることのほか、第2条に規定するエンディングノートの作成基準に影響を及ぼすことのないものでなければならない。

(審査委員会の組織)

第8条 要綱第11条第2項において準用する要綱第6条第1項の規定により、広告の審査に当たり、広告審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

2 審査委員会は、委員長（以下この条及び次条において「委員長」という。）及び委員（以下この条及び次条において「委員」という。）をもって組織する。

3 委員長は、福祉部長をもって充てる。

4 委員は、行政部契約課長、市民協働生活部市民相談・消費生活課長、福祉事務所高齢福祉課長、市民協働生活部人権啓発センター所長をもって充てる。

5 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(審査委員会の会議)

第9条 審査委員会の会議（以下この条において「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員長は、やむを得ず会議に出席できない委員に対し、書面により審査を行わせ、これを当該会議における審査に代えることができる。

3 委員長は、広告の内容により、関係部局の担当課長を会議に出席させ、又はその意見を聴くことができる。

4 委員長は、軽易又は緊急を要すると認める事項については、書類の持ち回りの方法により審査委員会を開くことができる。

(審査結果の通知)

第10条 要綱第11条第2項において準用する要綱第6条第6項の規定による広告付物品提供者への通知は文書によって行う。

(選定委員会及び審査委員会の庶務)

第11条 選定委員会及び審査委員会の庶務は、福祉事務所高齢福祉課において処理する。

(広告付物品提供者と締結する協定書に記載すべき事項)

第12条 要綱第11条第3項の規定により広告付物品提供者と締結する協定書には、次に掲げる事項を明記するものとする。

(1) 広告付物品提供者は、広告の内容等に対し、第三者から、苦情、被害救済、損害賠償の請求等がなされたときは、自らの責任で解決しなければならない旨を承諾し、及び事前に広告主から同意を得ること。

(2) 広告付物品提供者は、市長が次のいずれかに該当すると認めるときは、協定締結期間中であっても、エンディングノートの使用を取りやめ及び広告掲載の全部又は一部を取り消すことができる旨を承諾し、並びに事前に広告主から同意を得ること。

ア 広告付物品提供者若しくは広告主（以下「広告主等」という。）が要綱及びこの要領の規定に違反したとき、又は偽りその他不正な手段により広告付物品提供者として選定され、若しくは要綱第11条第2項において準用する第6条第6項の規定により広告の掲載を認める決定を受けたことが発覚したとき。

イ 市長が指定する期日までにエンディングノートの原稿及び掲載する広告の提出がないとき。

ウ 広告主等が市の信用を失墜し、事務を妨害し、又は事務を停滞させるような行為を行ったとき。

エ 広告主等が社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こしたとき。

オ 広告主等の倒産、解散等により広告を掲載する必要がなくなったとき。

カ 広告主等が書面により、広告掲載の取下げを申し出たとき。

キ 市の事務遂行上やむを得ない事由が生じたとき。

（その他）

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

（施行期日）

第14条 この要領は、令和2年2月7日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年11月9日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年5月1日から施行する。